

重 要 事 項 説 明 書

あなた（または、あなたの家族）が利用しようと考えている居宅介護支援業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

第1条 利用者への居宅介護支援を提供する事業所

1. 事業所の名称等

名 称	パソナライフケア栄谷
介護保険指定事業者番号	和歌山県指定3070109610
所 在 地	和歌山市栄谷179-1
連 絡 先	電 話 073-455-3833 ファックス 073-457-0644
担 当 者	介護支援専門員 土岐京子 吉田るみ 田中有紀 稲田泰基
事業実施地域	和歌山市、紀の川市、岩出市、海南市

2. 事業の目的および運営方針

事業の目的	要介護状態にある高齢者等が、日常生活を営むために必要な居宅サービス計画の作成や、関係区市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携を密にし、要介護者等に便宜の供与や提供を行うことを目的としています。
運営方針	居宅介護サービスの作成に当たっては、その利用者が可能なかぎり居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、配慮して行うものとします。 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基き、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行います。 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思および人格を尊重し常に利用者の立場にたって、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないように公正中立に行います。

3. 事業所窓口の営業日および営業時間

営業日	月～金までとします。但し、祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日）は休業します。
営業時間	9：00から17：00までとします。

4. 事業所の職員体制

管 理 者	土岐 京子
介護支援専門員	土岐京子 吉田るみ 田中有紀 稲田泰基

第2条 居宅介護支援の内容、利用料および加算の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険 適用有無	1ヶ月あた りの料金	利用料
1. 居宅サービス計画の作成	別紙 「居宅介護支援 業務の実施方法 等について」の とおり。	適用有	要介護 1・2	介護保険適用 は利用料負担 の必要があり ません。 (全額介護保 険から負担さ れます。)
2. 居宅サービス事業				
3. サービス実施の状況把握・評価				
4. 利用者の状況把握			11,316 円	
5. 給付管理			要介護 3～5	
6. 介護認定申請に係る援助				
7. 相談業務			14,702 円	
加算の名称	加算の内容		料金	利用料
居宅支援初回加算	過去2ヶ月以上居宅介護 支援を提供していない場 合に算定します。		3,126円/回	介護保険適 用は利用料 負担の必要 がありません。 (全額 介護保険か ら負担され ます。)
入院時情報連携加算	入院時に病院等に情報共 有を行った場合に算定し ます。			
入院時情報連携加算Ⅰ			2,605円/月	
入院時情報連携加算Ⅱ			2,084円/月	
退院・退所加算	退院・退所にあたって病院 等の職員と面談を行い、必 要な情報提供を求めること その他の連携を図った場合 に算定します。 入院又は入所期間中に1回ま で算定することができま す。			
退院・退所加算(Ⅰ)イ			4,689円/回	
退院・退所加算(Ⅰ)ロ			6,252円/回	
退院・退所加算(Ⅱ)イ			6,252円/回	
退院・退所加算(Ⅱ)ロ			7,815円/回	
退院・退所加算(Ⅲ)			9,378円/回	
特定事業所医療介護連携加算	病院との連携や看取りへの 対応を行った場合に算定し ます。		1,302円/月	
居宅支援通院時情報連携加算	利用者が医師の診察を受け る際に同席し、医師等によ り利用者の心身の状況や生 活環境等の必要な情報提 供を行い、医師等から利用 者に関する必要な情報提 供を受けたうえで、居宅サ ービス計画に記録した場合 に算定します。		521円/月	
緊急時等居宅カンファレンス 加算	病院又は診療所の求めに より、医師又は看護師と 利用者宅を訪問しカン ファレンスを行い、利用 者に必要な居宅サービス 又は地域密着サービスの 利用に関する調整を行っ た場合、月2回を限度に 算定します。		2,084円/回	
特定事業所加算	中重度者や支援困難ケー スへの積極的な対応を行 うほか、専門性の高い人 材を確保し、必要に応じ て多様な主体等が提供す る生活支援のサービス (インフォーマルサービス を含む)が包括的に提供 される			
特定事業所加算Ⅰ			5,407円/月	
特定事業所加算Ⅱ			4,386円/月	
				介護保険適

特定事業所加算Ⅲ	ような居宅サービス計画を作成し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所に対して算定します。	3,365円/月	用は利用料負担の必要がありません。（全額介護保険から負担されます。）
特定事業所加算A		1,187円/月	
ターミナルケアマネジメント加算	末期の悪性腫瘍の利用者について在宅の訪問等を行い、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等を把握し、支援を実施している事業所に対し算定します。	4,168円/月	

第3条 介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者居宅への訪問のめやす。
利用者の要介護認定有効期間中、1ヶ月に1回以上訪問します。

第4条 利用料、その他の費用の請求および支払方法について

1. 利用料、その他の費用の請求

- ① 利用料、その他の費用は利用者負担のある支援業務提供ごとに計算し、利用のあった月の合計金額により請求いたします。
- ② 請求書は、利用明細を添えて利用のあった月の翌月15日までに利用者あてに、郵送します。（請求額の無い場合は、お届けしません。）

2. 費用の支払い

- ① 利用者負担のある支援業務提携の都度、お渡しする利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の月末までに、次のいずれかの方法により、お支払いください。
 - ・ 事業者指定口座への振込
 - ・ 利用者指定口座からの自動振替
 - ・ 現金払い
- ② お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管してください。
- ③ 支払い期日から2ヶ月以上遅延の場合には、契約を解約のうえ、未払い分をお支払いいただきます。

第5条 秘密の保持と個人情報の保護について

1. 利用者およびその家族に関する秘密保持について

- ① 事業者およびその職員は、サービス提供をするうえで知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ② この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

2. 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、同様とします。
- ② 事業者は、利用者およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物について、細心の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

第6条 事故発生時の対応について

1. 事業者は、指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに 和歌山市、紀の川市、岩出市、海南市
並びに利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

第7条 介護支援業務に関する相談、苦情について

1. 事業所の窓口

事業所	パソナライフケア栄谷
管理者	土岐 京子
所在地	和歌山市栄谷179-1
電 話	073-455-3833
ファックス	073-457-0644
受付時間	月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとします。但し、祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日）は休業します。

2. 各区市町村の窓口

和歌山市介護保険課 (電話) 073 (435) 4665

3. 公的団体の窓口

和歌山県国民健康保険団体連合会 (電話) 073 (427) 4665

第8条 サービス提供の記録

事業者は、居宅介護支援業務の提供内容に関する記録を作成し、サービス提供した日から5年間保管します。

第9条 損害保険への加入

事業者は、福祉事業者総合賠償責任保険に加入しています。（保険会社：三井住友海上火災保険株式会社、保険内容：施設賠償責任・生産物賠償責任）

第10条 重要事項の変更について

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた場合には、書面を再交付し、署名・捺印にて利用者の同意確認を行います。

第11条 災害非常対策について

事業者は、非常災害に備えるため、地震等非常災害に対処するための計画を作成し、消防等についての責任者を定め、年2回以上、避難訓練その他必要な訓練を行うとともに、非常災害が発生した際もその事業が継続できるよう、他の事業所等との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めます。

第12条 虐待防止に関する事項

1. 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次のとおり必要な措置を講じます。
 - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - ② 虐待防止のための指針の整備
 - ③ 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2. 事業者は、サービス提供中に、事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。

第13条 衛生管理等

- (1) 事業者は、利用者の使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施し、年1回以上の健康診断を受診させます。

第14条 その他運営に関する重要事項

- 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅介護支援事業所従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- 2 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

第15条 重要事項説明の年月日 令和 年 月 日

上記内容について「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生省令第三十八号）」第4条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。